

一宮市難聴児補聴器購入等助成のご案内

●身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児のきこえの確保と言語の習得と健全な発達等を支援するため、補聴器購入費等の助成を行います。

○助成対象者：次の要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有している18歳未満の方
- ②両耳の聴力レベルが、70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③補聴器の装用が必要と医師に判断された方
- ④市民税所得割額46万円以上の方がいない世帯に属する方

○対象補聴器：右表のとおり

○助成額（公費負担額）

基準額の範囲内で、原則9割負担

○耐用年数： 5年（耐用年数を経過していない方は再購入できません）

○医師の意見書料は、利用者負担です。

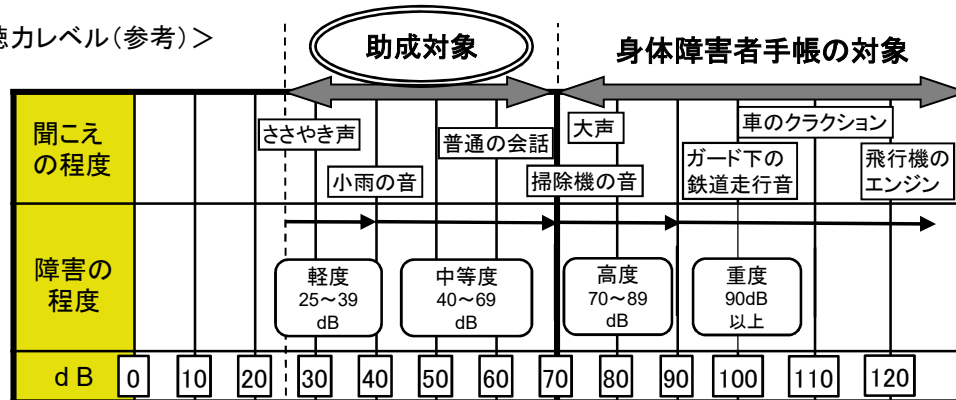
○購入前の申請が必要です。

【助成対象品目】

補聴器の種類	基準額に含まれるもの	基準額
軽度・中等度・高度難聴用ポケット型		50,600円
軽度・中等度・高度難聴用耳かけ型	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤーマールド （不要の場合は、基準額から9,000円を除く）	52,900円
耳あな型（レディメイト）		96,000円
耳あな型（オーダーメイト）	①補聴器本体（電池を含む）	137,000円
骨導式ポケット型	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	70,100円
骨導式眼鏡型	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ（不要の場合は、基準額から1枚につき、3,600円を除く）	127,200円

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準額の100分の106に相当する額を上限とします。

<聴力レベル(参考)>



★申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師の意見書
- ③見積書
- ④課税証明書（課税が市で確認できない場合）
- ⑤窓口で手続きをされる方の本人確認できる書類

※医師の意見書の様式は、一宮本庁舎障害福祉課、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課にあります。一宮市のホームページからもダウンロードできます。

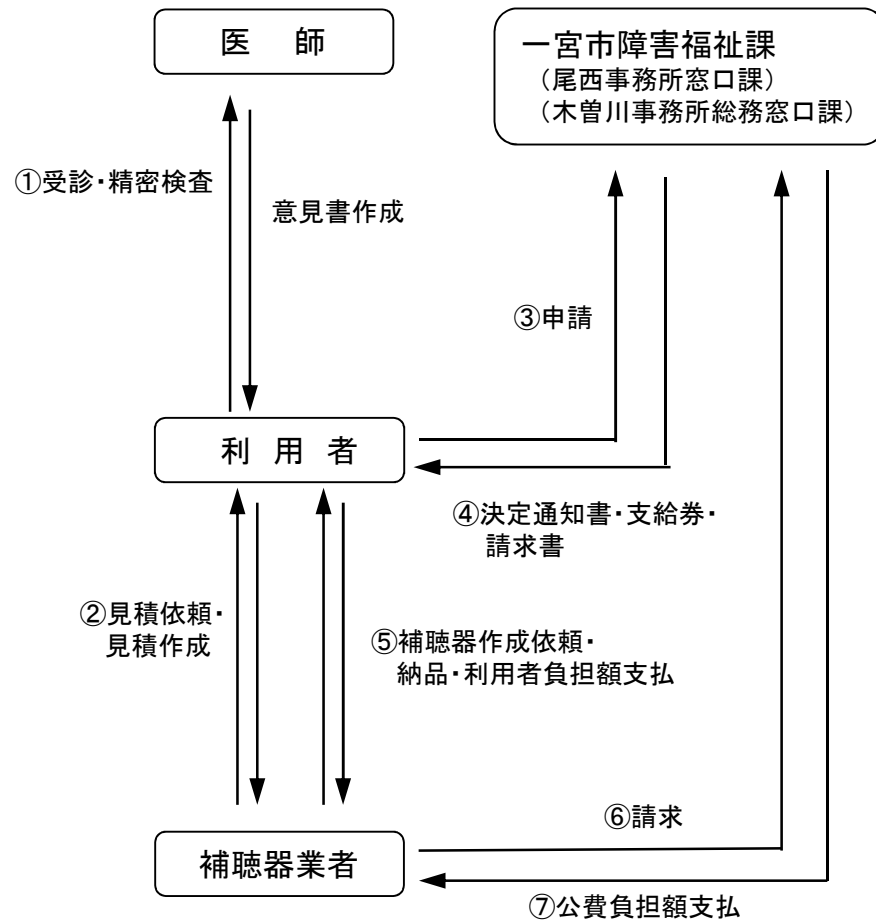
★問い合わせ先

一宮市役所 障害福祉課（2階25番窓口）
TEL 0586-28-9017
FAX 0586-73-9124

★申請先

一宮市役所 一宮本庁舎（障害福祉課2階25番窓口）
尾西庁舎（窓口課7番窓口）
木曾川庁舎（総務窓口課2番窓口）

<助成の流れ>



[代理受領]
 ※市に対して、代理受領の申し出をしている
 業者に限ります。

①	受診・精密検査	利用者は、医師の診断(聴力検査等)を受け、補聴器装用に関する意見書の交付を受けてください。
②	見積依頼	利用者は、補聴器業者に対し、医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。
③	申請	利用者は、市へ下記の書類を提出してください。 【提出書類】 ・申請書 ・医師の意見書 ・見積書 ・課税証明書(課税が市で確認できない場合)
④	支給決定	市は提出された書類を審査し、必要と認めた場合は利用者に決定通知書、支給券等を送付します。
⑤	納品及び利用者負担額支払	利用者は、決定通知書、支給券等を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。 納品後、利用者負担額を業者へ支払うとともに、支給券を渡してください。
⑥	公費負担額請求	補聴器業者は、請求書に支給券を添付し、市へ公費負担額を請求してください。
⑦	公費負担額支払	市は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を補聴器業者へ支払います。